

台湾からの入国・入域制限緩和を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、各国は厳格な入国制限や渡航制限を行っているが、感染が収束傾向にある国や地域を対象に、政府は段階的に入国制限や渡航制限を緩和する方向で調整を行っている。

当市の基幹産業に位置付けられる観光産業は、国のインバウンド政策や官民一体となった外国人観光客誘致の取り組みと新石垣空港開港による国際線の就航、クルーズ船の寄港増に伴い当市を訪れる外国人観光客の増加は、高い経済波及効果と観光地のブランド力の向上をもたらしている。

当市を訪れる国別の外国人観光客は、令和元年度実績で、台湾からの観光客が85,000人余で最も多く、次いで香港を含む中国、ヨーロッパとなっており、沖縄県全域でも台湾からの外国人観光客が全体の4割を占め最も多い。

新型コロナウイルス感染症対策で台湾は、2003年のSARSの教訓から感染症に対する体制が強化され、感染地域からの入国制限の迅速な実施や最新のIT技術を駆使した官民一体の取り組みにより、感染は極めて低く抑えられており、国際社会から高い評価を受けている。

台湾と当市及び沖縄県は、歴史的経緯や地理的關係により従来から、人的、文化的、経済的な交流が盛んであるが、新型コロナウイルス感染症による双方の入国・渡航制限により交流が閉ざされている状況にあり、その影響は各方面に深刻な影響を及ぼしている。

以上の事柄に鑑み、当市議会は新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の防止の徹底と両立する形で、台湾との人の往来を即時再開させる最善の方策の積極的な検討、場合によっては、状況に応じて沖縄県を特定地域に指定して入域を可能とする方策の検討を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月22日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
財務大臣、厚生労働大臣、出入国在留管理庁長官